

# 令和5年第3回（5月）上越市議会臨時会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第4号	専決処分した事件の承認について(令和5年度上越市一般会計補正予算(専第1号))	こども政策課	1~2

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第4号
提出課	こども政策課

歳出科目 (P18~P19)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業	0	161,667	161,667

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	161,667	職員手当等	540
		需用費	75
		役務費	602
		負担金補助及び交付金	160,450

【補正理由】

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける所得の少ない子育て世帯に対して、国の令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を活用し、生活支援特別給付金を速やかに支給するため、必要な経費を増額したもの（令和5年4月14日専決処分）

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金	0	161,667	161,667
合計		0	161,667	161,667

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
職員手当等	0	540	540
需用費	0	75	75
役務費	0	602	602
負担金補助及び交付金	0	160,450	160,450
合計	0	161,667	161,667

【実施内容】

(1) 支給対象者

区 分 (下記のいずれかに該当する人)	世帯数 見込み (単位:世帯)	児童数 見込み (単位:人)
① ひとり親世帯	1,360	2,065
ア 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人 (プッシュ型支給)	1,145	1,741
イ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月 分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手 当に係る支給制限限度額を下回る人に限る)	63	84
ウ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入 が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となってい る人	152	240
② ひとり親世帯以外	675	1,144
エ 令和4年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世 帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の支給を 受けている人(プッシュ型支給)	537	921
オ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入 が下がったことで住民税非課税相当となっている人	138	223
計	2,035	3,209

(2) 支給対象児童

原則、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)。令和6年3月31日までに生まれた新生児も対象。

(3) 支給額

児童1人当たり一律5万円

(4) 支給時期

- ・支給対象者のうちア及びエの人には、申請手続を要さないプッシュ型で支給(5月23日支給予定)
- ・上記以外の人には、申請受付後、審査を行い順次支給